公告文

北海道胆振総合振興局告示　第　８３　号

道有林野産物売払一般競争入札の公告

次のとおり、道有林野産物売払一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

令和７年（2025年）７月１５日

北海道胆振総合振興局長　牧野　　充

１　入札に付す事項

（１）契約の目的の名称及び件数

道有林野産物の売払い　７　物件

（２）入札物件明細書

物件の内容は次のとおりとする。

物件番号	種　類	物件の所在	面　積	本　数	材　積	搬出期限（巻立期限）	延納日数	備　考
第1号	ｶﾗﾏﾂ主伐 ｶﾗﾏﾂ間伐	むかわ町穂別豊田 胆振管理区 12.13林班	ha 12.43	本 3,611	㎥ 1,978.43	令和10年 7月31日 (令和9年 8月31日)	170 日以内	SGEC 認証森林
第2号	ｶﾗﾏﾂ主伐 ｶﾗﾏﾂ間伐 ｱｶｴｿﾞﾏﾂ間伐	むかわ町穂別豊田 胆振管理区 14.15林班	ha 14.44	本 7,907	㎥ 2,340.02	令和10年 7月31日 (令和8年 8月31日)	170 日以内	SGEC 認証森林
第3号	ｶﾗﾏﾂ主伐 ｶﾗﾏﾂ間伐	むかわ町穂別豊田 胆振管理区 15.16林班	ha 13.49	本 6,515	㎥ 2,476.45	令和10年 7月31日 (令和8年 8月31日)	170 日以内	SGEC 認証森林
第4号	ﾄﾄﾞﾏﾂ主伐	むかわ町穂別稲里 胆振管理区 56林班	ha 6.51	本 2,834	㎥ 2,253.33	令和10年 7月31日 (令和8年 8月31日)	170 日以内	SGEC 認証森林
第5号	ﾄﾄﾞﾏﾂ主伐	むかわ町穂別稲里 胆振管理区 56林班	ha 4.19	本 1,763	㎥ 1,713.80	令和10年 7月31日 (令和8年 8月31日)	170 日以内	SGEC 認証森林
第6号	ﾄﾄﾞﾏﾂ主伐	夕張市滝ノ上 胆振管理区 144林班	ha 4.19	本 2,801	㎥ 1,491.44	令和10年 7月31日 (令和8年 8月31日)	170 日以内	
第7号	ｶﾗﾏﾂ主伐 ﾄﾄﾞﾏﾂ主伐 ｽﾄﾛｰﾌﾞ主伐	夕張市滝ノ上 胆振管理区 144林班	ha 12.07	本 3,944	㎥ 4,065.31	令和10年 7月31日 (令和8年 8月31日)	180 日以内	

２　入札に参加する者に必要な資格

（１）　地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4の規定に該当しない者であること。

（２）　令和６年北海道告示第５０１号に規定する林産物売払いの資格を有していること。

（３）　道有林野産物の売払いの入札執行の日までの間に、北海道が行う競争入札に関する指名停止を受けていない者であること。（「競争入札参加資格指名停止事務処理要領の制定について」（平成4年9月11日付け局総第461号総務部長、土木部長、農政部長、住宅都市部長、水産部長、林務部長、出納局長通達）第2第1項の規定による指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。）

（４）　暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。

（５）　会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始決定後の（２）の再審査結果の資格を有していること。

（６）　北海道内に本店、支店、営業所を有すること。

なお、支店、営業所とは、常設の事務所を有し、会社名を示す看板が当該支店、事務所の入口等に設置され、職員が勤務し、机、いす、電話などの必要な備品類が備え付けられるなど、道と契約履行が可能な機能を有するものであること。

（７）　中小企業等協同組合法（昭和24年6月1日法律第181号）に基づく事業協同組合については構成員と重複していないこと。

（８）　北海道林業事業体登録実施要綱（平成24年8月27日施行）により北海道林業事業体登録制度に登録している者。

３　入札説明書の配布期間等

入札説明書及び道有林野産物売払一般競争入札参加資格審査申請書用紙は次により交付する。

（１）配布期間　令和7年(2025年)7月16日（水）から令和7年(2025年)7月30日（水）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで

（２）配布場所　苫小牧市矢代町3丁目1-18　胆振総合振興局 森林室 森林整備課

（３）配布方法　上記の場所で直接配布を受けるか、胆振総合振興局森林室のホームページからも取得することができる。

送付又はファクシミリ等での配布は行わない。

（４）費　　用　無料とする。

４　入札参加資格審査申請書等の提出期間等

入札参加希望者は道有林野産物売払一般競争入札参加資格申請書に関係書類を添付して提出しなければならない。

（１）提出期間　令和7年(2025年)7月16日（水）から令和7年(2025年)7月30日（水）まで（休日を除く。）の毎日午前９時から午後５時まで

（２）提出場所　苫小牧市矢代町３丁目1-18　胆振総合振興局 森林室 森林整備課

（３）提出方法　持参することとするが、送付を希望する場合は申請期限の３日前までに胆振総合振興局 森林室 森林整備課主査（販売）に連絡のうえ送付することとし、連絡なく送付されたもの、ファクシミリは受付けないものとする。

５　入札執行の場所及び日時

（１）入札場所　苫小牧市矢代町３丁目1-18　胆振総合振興局　森林室１階会議室

（２）入札日時　令和7年(2025年)8月27日（水）　10時00分

（３）そ の 他　入札の執行に当たっては、胆振総合振興局長により、競争入札参加資格があることが確認された旨の通知書（道有林野産物売払一般競争入札参加資格審査結果通知書）の写しを提示すること。

６　落札者と契約の締結を行わない場合

（１）　落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者と契約の締結を行わないものとする。

（２）　契約書の作成を要する契約であって、落札決定から契約を締結するまでの間に落札者が指名停止を受けた場合は、契約締結を行わないことができるものとする。この場合において落札者は、契約を締結できないことにより生じる損害の賠償を請求することができない。

７　その他

（１）　詳細は、入札説明書による。

なお、主伐等で発生する残材（端材、追上材等）は、植栽による更新面の確保が必要なため、更新面以外に整理をすること。

また、造材作業を実施するうえで、林道等及び施設等に損傷を与えた場合は、現状に回復すること。

（２）　造材事業を実施するうえで、安平町道を使用する際は、安平町と買受者が協定書を交わす必要があるので、事前に胆振総合振興局森林室及び、安平町と協議を行い、手続き（通行承認願・協定書・通行承認完了届）を完了すること。

（３）　その他不明な点は、北海道胆振総合振興局 森林室 森林整備課主査（販売）（電話0144-72-5127）に照会すること。